

郵送による失業の認定 Q&A

Q いつ郵送したらよいですか？

⇒ A 失業認定申告書の左下に書かれている認定日からおおむね一週間程度の間に応送してください（消印有効）。認定日の日付よりも前にはご提出いただけません。

Q 何を郵送すればよいですか？

⇒ A 「雇用保険受給資格者証」および「失業認定申告書」をご郵送ください。

Q どこへ郵送すればよいですか？

⇒ A 〒112-8577

東京都文京区後楽1-9-20

ハローワーク飯田橋 雇用保険給付課 証明認定担当 あて

※ 郵送事故防止のため、特定記録などをご郵送いただきますようお願いします。

Q 失業認定申告書はどのように記入したらよいですか？

⇒ A 失業認定申告書の記入方法については、別途「失業認定申告書の書き方（見本）」および「雇用保険受給資格者のしおりP53～54」をご確認ください。

※ 備考欄に「新型コロナウイルス感染防止のため安定所に来所困難」と必ずご記入ください。

Q 新型コロナウイルス感染防止のため求職活動をしていませんが、失業給付金は受けられますか？

⇒ A 緊急事態宣言期間が今回の認定期間に1日以上含まれている場合は、失業給付金を受けることができます。

※ 「失業認定申告書の書き方（見本）」のとおり、3欄の（イ）に○をし、「新型コロナウイルスの感染防止のため求職活動が行えなかった」と記入してください。

Q 郵送した場合、なにか連絡がくることがありますか？

⇒ A 失業認定申告書の記載内容についておたずねしたいことがある場合には、お電話でご確認させていただくことがあります。

※ 備考欄に、「昼間連絡がつく電話番号」をご記入願います。

Q 郵送したあとはどのように手続きが進みますか？

⇒ A 失業の認定および基本手当の振込等の処理を行い、「雇用保険受給資格者証（処理状況を印刷したもの）」と「次回の失業認定申告書」（支給終了となった方は雇用保険受給資格者証のみ）を郵便にて返送します。

また、失業給付金の振り込みには、郵送していただいてから2週間程度のお時間をいただくこととなりますので、ご了承ください。

令和3年4月26日
ハローワーク飯田橋
雇用保険給付課